

機関誌の運用細則

2024 年 4 月 23 日 改訂

◆機関誌

機関誌の名称を Journal of I-LISS JAPAN とする。

◆刊行頻度

刊行頻度は年 2 回とし、原則として 9 月と 3 月に刊行する。

◆投稿

投稿原稿の種類は、a) 論文 (Research Article), b) 研究ノート (Research Note), c) 提言 (Proposal), d) 資料 (Reference), e) エッセイ (Essay), f) 報告 (Report), g) コラム (Column), h) その他 (Others), とする。

原稿の長さは、論文 3 万字以内、研究ノート 2 万字以内、提言及びその他は 1 万字以内、を目安とする。

論文と研究ノートは英文による本文または抄録を必要とする。英文はネイティブ・スピーカーのチェック証明を要する。ただし、英文抄録とその証明は掲載決定後に送付できる。

◆原稿の作成

原稿の作成は『Journal of I-LISS Japan』執筆要綱に従う。

◆査読

「査読内規」を別に設ける。

◆抄録の転載

著者抄録は科学技術振興機構のデータベース：J-DreamIII と J-Global に転載される。

◆投稿料

投稿料は 1 頁につき 300 円 (切上げ) とする。ただし、勤務・就学機関から [当該投稿料に関し研究費等が] 支出されない場合は、1 頁あたり 100 円 (切上げ) とする。なお、依頼原稿は、理事会の判断 (決) で課金外とすることができる。挨拶、消息通信等についても同様とする。

◆頒布

機関誌は 7 条 (2) の場合 (会員配布) を除き 1 冊 2000 円とする。但し催会等で廉価特売できる。

付則

投稿料については、上記に関わらず当分の間、無料とする。依頼原稿についても同様とする。